

奈良県告示第三百九十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域として平成二十七年三月奈良県告示第四百七十号（土砂災害警戒区域の指定）で指定した次の区域について、その指定を解除する。

平成二十八年三月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

区域の名称	区域	縦覧場所
吉野町河原屋（〇〇三）土石流警戒区域	次の平面図のとおりに	奈良県吉野土木事務所及び吉野町役場まちづくり振興課
吉野町丹治（〇〇三）土石流警戒区域	次の平面図のとおりに	奈良県吉野土木事務所及び吉野町役場まちづくり振興課
吉野町小名（〇〇四）土石流警戒区域	次の平面図のとおりに	奈良県吉野土木事務所及び吉野町役場まちづくり振興課
吉野町檜井（〇〇二）土石流警戒区域	次の平面図のとおりに	奈良県吉野土木事務所及び吉野町役場まちづくり振興課
吉野町檜井（〇〇三）土石流警戒区域	次の平面図のとおりに	奈良県吉野土木事務所及び吉野町役場まちづくり振興課

吉野町柳 (〇〇一) 土石流警戒区域	次 の 平 面 図 の と	奈良県吉野土木事務所 及び吉野町役場まちづ くり振興課
吉野町柳 (〇〇七) 土石流警戒区域	次 の 平 面 図 の と お り	奈良県吉野土木事務所 及び吉野町役場まちづ くり振興課
吉野町柳 (〇〇八) 土石流警戒区域	次 の 平 面 図 の と お り	奈良県吉野土木事務所 及び吉野町役場まちづ くり振興課
吉野町喜佐谷 (〇〇二) 土石流警戒区域	次 の 平 面 図 の と お り	奈良県吉野土木事務所 及び吉野町役場まちづ くり振興課
吉野町宮滝 (〇〇三) 土石流警戒区域	次 の 平 面 図 の と お り	奈良県吉野土木事務所 及び吉野町役場まちづ くり振興課
吉野町菜摘 (〇〇四) 土石流警戒区域	次 の 平 面 図 の と お り	奈良県吉野土木事務所 及び吉野町役場まちづ くり振興課
吉野町西谷 (〇〇七) 土石流警戒区域	次 の 平 面 図 の と お り	奈良県吉野土木事務所 及び吉野町役場まちづ くり振興課
吉野町千股 (〇〇二) 土石流警戒区域	次 の 平 面 図 の と お り	奈良県吉野土木事務所 及び吉野町役場まちづ

			くり振興課
吉野町南国栖 区域 (〇〇三)	土石流警戒	次の平面図のと おり	奈良県吉野土木事務所 及び吉野町役場まちづ くり振興課
吉野町南国栖 区域 (〇〇四)	土石流警戒	次の平面図のと おり	奈良県吉野土木事務所 及び吉野町役場まちづ くり振興課
吉野町南大野 区域 (〇〇三)	土石流警戒	次の平面図のと おり	奈良県吉野土木事務所 及び吉野町役場まちづ くり振興課
吉野町南大野 区域 (〇〇四)	土石流警戒	次の平面図のと おり	奈良県吉野土木事務所 及び吉野町役場まちづ くり振興課
吉野町峰寺 区域 (〇〇三)	土石流警戒区	次の平面図のと おり	奈良県吉野土木事務所 及び吉野町役場まちづ くり振興課

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県土木マネジメント部砂防・災害対策課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。